

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○福島県議会定例会を招集する件

二五

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件二件

二五

公 告

○土地改良区の役員が退任した旨届

二六

出があった件

二六

福島県企業局

二六

○一般競争入札を行う件

二六

福島県選挙管理委員会

二六

○不在者投票のできる施設として指定した件

二六

福島県人事委員会

二六

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

二六

告 示

福島県告示第四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十四年二月十五日福島市に招集する。

平成二十四年一月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

(総務課)

福島県告示第四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年一月三十一日から同年五月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン須賀川 福島県須賀川市仲の町八十四ほか

変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ロックタウン須賀川

(変更後) イオンタウン須賀川

変更した年月日

平成二十三年九月一日

届出年月日

平成二十四年一月二十日

届出をした者

中央三井信託銀行株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年一月三十一日から同年五月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか

変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) ロックタウン塩川

(変更後) イオンタウン塩川

2 大規模小売店舗を設置する者

(変更前) ロック開発株式会社

代表取締役 大門 淳

東京都千代田区神田佐久間河岸六十七

(変更後) イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表取締役 大門 淳

三 変更した年月日

平成二十三年九月一日

四 届出年月日

平成二十三年九月一日

平成二十四年一月二十日
届出をした者
イオンタウン株式会社

(福業あびへの誌)

公 告

公告第二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十四年一月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
会津若松市湊土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 佐藤 青龍 会津若松市湊町大字原字新橋一四三番地

(監業誌掲載)

福島県企業局

公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける工業の森・新白河B工区用地造成工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び「福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号。以下「企業局財務規程」という。）第222条の3第1項の規定により公告する。

平成24年1月31日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする建設工事の件名及び数量 工業の森・新白河B工区用地造成工事一式

(2) 工事場所 福島県白河市豊地羽根石地内

(3) 工事概要 全体面積 69.5ha（うち工場用地31.8ha）

(4) 完成期限 切土327.7万㎡、盛土345.4万㎡、排水工一式、法面工一式
平成26年1月31日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員の全てが(ア)から(イ)までに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(ウ)までに掲げる条件を全て満足している者であること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(ウ) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(エ) 土木工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の土木一式工事業の項に規定する土木工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。

(オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、「会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

(カ) この公告が公告されたときに有効な、かつ最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、土木一式工事業の総合評定値が900点以上であること。

(キ) 建設工事において、入札の時点において過去15年以内に土工量（切土量又は盛土量のいずれが多い量をいう。以下同じ。）が300,000㎡以上である工事業を単独で又は共同企業体の構成員として施工した実績がある者であること。

(ク) 一級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者で、建設工事において、入札の時点において過去15年以内の土工量が150,000㎡以上ある工事業の施工管理経験（監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のこと）をいう。以下同じ。）を有する者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

(ケ) この公告が公告されたときに有効な、かつ最新の経営事項審査の結果のうち

土木一式工事の総合評定値が1,500点以上であること。

(ウ) 建設工事において、入札の時点において過去15年以内に土工量が1,500,000㎡以上ある工事を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績がある者であること。

(コ) 一級土木施工管理技術士の資格を有し、土木工業業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で、建設工事において、入札の時点において過去15年以内に土工量が750,000㎡以上ある工事の施工管理経験を有する者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

イ 構成員は、2者又は3者であること。

ウ 自主結成であること。

エ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該企業体の代表であること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単体で本件入札に参加しないこと。

カ 本工事の施工計画が適正である者であること。

(2) 共同企業体ではない単独の者の資格要件

ア (1)のアの(イ)から(ロ)まで及び(ウ)から(ク)まで並びにカに掲げる資格要件を全て満足する者であること。

イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(イ)及び(ロ)から(ク)まで並びにイからエまで及びカに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(ク)から(コ)まで並びにカに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年2月22日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企業局経営企画課

電話024-521-7572

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、200円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成24年3月15日（木）午後2時 福島県庁西庁舎8階801会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

なお、郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月14日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、企業局財務規程第197条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、企業局財務規程第179条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、契約内容に適合した履行に關する調査（低入札価格調査）を実施した結果、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of Contract : Land preparation work Kogyo-no-mori Shinshirakawa industrial park area B 1set

(2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00p.m.,15 March 2012

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m.,14 March 2012

(4) Contact point for the notice : Business Management & Planning Division, Development Bureau for Public Utilities, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho,

Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7572

(経営企画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十四年一月二十日次のとおり指定した。

平成二十四年一月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設の名 称	施設の所在地
住宅型有料老人ホーム「花ゆら」	福島市飯坂町湯野字上川原一―一
感謝の郷いわき	○いわき市好間町上好間字道成川原一五―二

福島県人事委員会

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月三十一日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第一号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項及び第二十五条第一項中「警備部機動隊」を「警備部災害対策課及び機動隊」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。

(採用給与課)